

大阪市芸術活動振興事業助成金 募集案内

I 助成の目的と概要

・芸術・文化の振興と発展を図るため、市民等の多様な鑑賞・体験の機会につながるような創作・表現活動を支援します。

・芸術活動を行う団体及び個人に対して、申請に基づき、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会が審査を行い、選定した事業に対し、経費の一部を助成します。

・このたび、新型コロナウイルス感染症拡大により、大阪市内の芸術文化活動が多大な影響を受けている事態を受け、助成上限額を拡充して支援を行います。

※この助成金事業は、令和3年度予算が議会において可決された場合に実施します。

II 募集期間および助成対象期間

(募集期間)

・令和3年2月1日(月)～令和3年2月24日(水)

(助成対象期間)

・一般助成 令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)までの期間内に実施する事業

・特別助成 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)までの期間内に実施する事業

※応募できるのは、1団体(個人)につき1事業です。

※1年間を通じて助成金の交付を受けられるのは、1団体(個人)につき1事業です。

III 助成の対象・分野(ジャンル)

大阪市内で芸術活動を行う団体、個人が対象です。特別助成の「上方古典芸能普及発展支援」で応募される場合のみ、大阪府外、海外での活動も対象とします。

1 対象分野

- ① 音楽(洋楽・邦楽・オペラ等)
- ② 演劇(現代演劇・ミュージカル・人形劇等)
- ③ 舞踊(邦舞・バレエ・現代舞踊・民族舞踊等)
- ④ 古典芸能・大衆芸能・民俗芸能(能、狂言、歌舞伎、講談、浪曲、落語等)
- ⑤ 美術・写真・書道・陶芸・工芸(インスタレーション、メディアアート等を含む)
- ⑥ 映画

2 対象活動

多様な鑑賞・体験の場を提供する創作・表現活動を支援します。（公演、展覧会、ワークショップ等を映像配信の手法により行う場合を含む）

- ① 公演
- ② 展覧会
- ③ ワークショップ
- ④ 芸術祭（映画祭を含む）、アートプロジェクト
- ⑤ シンポジウム
- ⑥ アーカイブ制作

ただし⑤・⑥は、特別助成のみの募集です。一般助成では応募できません。

※事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、国又は大阪府のイベントの開催に関する考え方、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守していただくよう、お願いいたします。また、緊急事態宣言やイベント自粛要請等がなされた場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページ <https://corona.go.jp/>）を参照

（大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kansenboushi/index.html>）を参照

（大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>）を参照

IV 助成の対象とならないもの

- ① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
- ② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
- ③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ④ 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
- ⑤ 学会が主催するもの
- ⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの
- ⑦ 高額の参加者負担をとるもの
- ⑧ チャリティー事業など寄付行為をとるもの
- ⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの
- ⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

※⑨には、大阪市が負担金を支出する実行委員会からの助成金等を含みます。

V 助成の種類及び金額

- ・「一般助成」と「特別助成」の2種類があります。申請時に選択してください。

(別表1をご確認ください)

(1) 一般助成

※大阪市民等に芸術にふれる機会を提供する芸術活動で、「Ⅲ 助成の対象・分野」にあてはまるもの(シンポジウムとアーカイブ制作は除く)

令和3年度上期募集分について、次のとおり助成上限額を拡充します。

※上限額の拡充は上期のみを予定しています。

	変更前	変更後
助成上限額	① 20万円	① <u>40万円</u>
	② 助成対象経費の2分の1	② 助成対象経費の <u>2分の2</u>
	※ただし、①②いずれか低い方の額	※ただし、①②いずれか低い方の額

ただし、収入に対する支出超過額の範囲内(自己負担金額の範囲内)(1,000円未満切り捨て)とし、助成額は、大阪アーツカウンシルによる審査を経て決定します。審査によって、申請額から減額になる場合もあります。

(2) 特別助成

※「Ⅲ 助成の対象・分野」にあてはまるもののうち、大阪の文化力の向上に資するもの、上方古典芸能の普及発展に資するもの、障がい者、外国人等多様な人々が参加できる芸術活動。

令和3年度上期募集分について、次のとおり助成上限額を拡充します。

	変更前	変更後
助成上限額	① 400万円	① <u>600万円</u>
	② 助成対象経費の2分の1	② 助成対象経費の <u>4分の3</u>
	※ただし、①②いずれか低い方の額	※ただし、①②いずれか低い方の額

ただし、収入に対する支出超過額の範囲内(自己負担金額の範囲内)(1,000円未満切り捨て)とし、助成額は、大阪アーツカウンシルによる審査を経て決定します。審査によって、申請額から減額になる場合もあります。

〔活動内容〕

1. 大阪文化力向上支援

大阪市内で開催する芸術活動で、大阪の魅力を活かした芸術文化の創造につながると期待でき、また、主催する芸術団体・個人の大阪での活動の活性化につながることが期待できるもの。

(例) ・大阪の劇団と他都市の劇団が集う演劇祭

- ・大阪の歴史や景観から発想を得て創作する公演や展示
- ・大阪を拠点として活動する楽団が、楽団の魅力を最大限に発揮し、聴衆に新たな芸術体験を提供する演奏会シリーズや取り組み
- ・大阪の芸術文化にとって貴重な資料を体系的に整理し、市民が閲覧できる形にするアーカイブ事業

2. 上方古典芸能普及発展支援

大阪発祥または大阪で発展してきた古典芸能について、市民はもとより広く内外に周知することで、これらの芸能の発展と大阪の文化の発信に資することが期待できるもの。

(例) ・文楽、能・狂言などの海外公演

- ・上方落語、上方舞など上方古典芸能の特質を伝える公演を東京など大阪府外の都市で開催
- ・上方古典芸能と現代アーティストの共同制作による公演
- ・初心者も楽しめるレクチャーやワークショップを交えて構成する上方古典芸能公演

3. 多様な人々が参加できる芸術活動支援 (注)

大阪市内で開催する芸術活動で、障がい者、外国人など多様な人々が参加できる様々な工夫や配慮等があり、芸術活動を通じて多様な人々の社会参加の機会を開くことにつながると期待できるもの。

(例) ・障がい者や高齢者などがアーティストとともに創作する公演やワークショップ、展示

- ・外国語の広報・案内、プログラムなどを作成し、外国人にも参加・鑑賞しやすい工夫のある公演や展示
- ・アーティストとともに音楽・演劇・ダンスなどを通じて、コミュニティ形成や多様な人々の相互理解に活かす公演やワークショップ

(注) 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であること(文化芸術基本法)をふまえ、年齢、障がいの有無、経済的状況などにかかわらず、あらゆる人が芸術文化に身近に触れられるような機会を提供することに資する事業を助成します。

<事業（芸術活動）の収支>

・事業の支出は以下の3つに区分されます。

①助成対象経費

②助成対象外経費

③収支予算書に記入できない経費（本助成金の申請に当たっては事業費として認められない経費）

※一般助成、特別助成のいずれも、搬入（仕込み）～事業実施～搬出（バラシ）にかかる必要経費を対象とします。

・一般助成、特別助成とも活動分野ごとの助成対象経費については別表2～5を参照してください。

活動の赤字分 (自己負担金)	助成対象経費 (「別表2～6」参照)
	助成対象外経費
収入	収支予算書に記入 できない経費

<収支予算書に記入できない経費>

団体や個人の経常的経費や練習経費、飲食費、また、実施団体（個人）の構成員や会員に支払う経費等は記載できません。

(例) ケータリング等飲食費・備品購入費・資料購入費・印紙代・打ち上げ費・記念品費・花束代・会議費・事務所維持費・振込手数料・ホームページ運用費・ガソリン代・高速代・駐車場代・稽古場代・稽古指導料・雑費 等

※クレジットカード・電子決済など、支払者に対してポイント還元のある支払は、内容が対象経費と認められるものであっても、報告時には「対象外経費」とみなします。支払の際は十分ご注意ください。

VI 審査および審査基準

大阪アーツカウンシルで審査します。審査の基準は別紙1のとおりです。なお、特別助成を選択された場合は、書類審査を通過した応募者のみ、面接審査（プレゼンテーションと質疑応答）を受けていただきます。（プレゼンテーション審査日 令和3年3月16日（火曜日）（予定））

Ⅶ 助成金の交付決定

・審査の結果（交付また不交付）を4月実施事業については4月上旬、5月以降実施事業については4月下旬に通知予定です。

※1年間を通じて、交付を受けられるのは1団体（個人）につき1事業です。

※交付決定結果は大阪市ホームページにおいて公表します。

（一般助成については申請者名のみ、特別助成については申請者名および申請事業名を公表します。）

※審査過程に関するお問い合わせには応じられません。

※助成が決定した事業については、審査委員等が確認できるよう座席を確保・提供していただくことがあります。

Ⅷ アンケートの実施

・助成金交付決定を受けた団体（個人）は、「新たな観客の参加」「参加者の満足度」などを意識して実施して下さい。また、交付決定事業についてアンケートを実施し、その結果を報告してください。アンケートの書式は自由ですが、下記の項目は必ず入れてください。（文言等はそのままでもかまいません）※アーカイブ制作は除く

〔アンケート項目〕

・本公演への来場は 「初めて・2回目以上」

・開催内容は 「1. 大変良かった 2. 良かった 3. 普通 4. 良くなかった 5. 悪かった」

Ⅸ 助成等の表示

・採択された助成事業に関する印刷物（チラシ・ポスター・プログラム）には、「大阪市の助成を受けている」とわかるよう、大阪市の市章（※）と、以下のいずれかの表記を明示してください。

【表示例】「※大阪市助成公演」「※大阪市助成」「※大阪市助成事業」

Ⅹ 助成金の交付

・事業の終了後、活動実績報告書を提出していただいた後、実際の交付額を確定し、助成金を交付します。申請書の記載内容と、実際の事業内容に相違があった場合、交付を取り消すことがあります。

・対象経費については、領収書等の支出を証明する書類の提出が必要です。書類が不十分な場合は、助成金が減額されることがあります。

領収書については、宛名・金額・但書・事業名・領収日が記載されているか、また、領収印が押印されているかを確認しますので、漏れが無いようご確認ください。特に但書につきましては、単に「小道具代」などではなく、「●●公演小道具 粘土代」等、詳細が確認できるように記載してもらってください。

・助成が決定した事業については、事業報告会等で報告をお願いすることがあります。

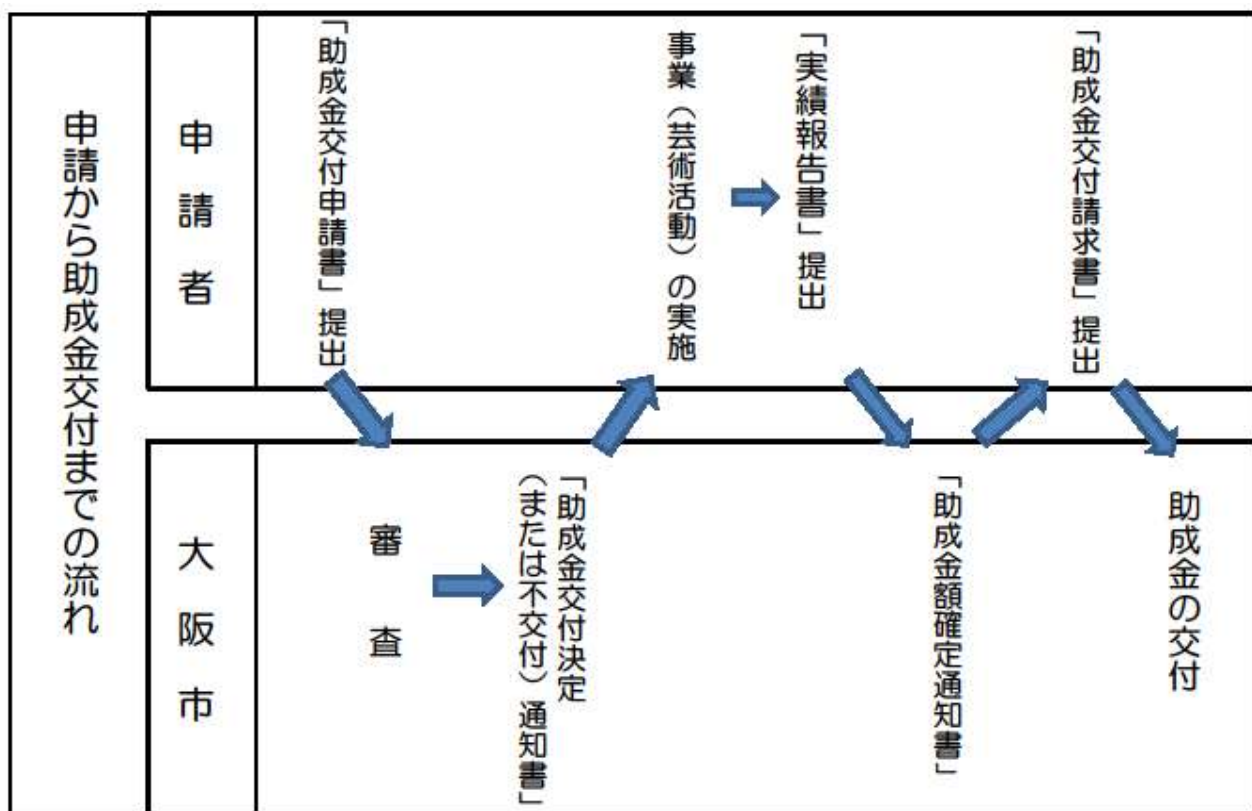
XI 申請内容の変更について

・事業内容及び予算額に大きな変更の生じることが無いよう、事前に十分内容を検討の上申請して下さい。
万が一、助成金交付決定後に助成事業の内容に変更がある場合は、変更を決定した時点で速やかに本市に連絡の上、変更承認申請書を提出してください。

・大幅な変更が生じていると認められる場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消すことがあります。

・助成金交付決定後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により事業に変更または中止の可能性が生じた場合は、個別にその後の手続きをご案内しますので、速やかに担当までご相談ください。

XII 助成金交付の流れ（申請から助成金の支払まで）



XIII 助成金の交付申請方法

申請される方は、申請書類を大阪市文化課へ送付(簡易書留等、記録の残る方法で)してください。

- ・締切日必着
- ・表面に「芸術活動振興事業申請書在中」と朱書きしてください。

・別表1をよくご確認のうえご申請ください。ご不明な点がございましたら、下記、問合せ先までご連絡ください。

(申請書類) 記載にあたっては、「記入例」を参照してください。

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体の規約
- ・ 役員（会員）名簿
- ・ 活動実績のわかる資料や新聞記事など（6枚以内。A4サイズに揃えてください。）

申請書類についてはこちらからダウンロードしてください（記載例も掲載しています。）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000180795.html>

(申請書提出先・問い合わせ先)

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場業務管理棟 8階

大阪市経済戦略局文化部文化課（担当：渡瀬）

電話：06-6469-5174

ファックス：06-6469-3897